R8　黒髪小学校いじめ防止基本方針

【いじめとは・・・基本定義】

いじめとは「児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　（「いじめ防止対策推進法」第２条）

【本校のいじめに対する基本的な考え】

いじめの問題は，人権に関わる重大な問題であり，心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという，学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには，大人も子どもも一人一人が，「いじめは絶対に許さない」，「いじめは卑怯な行為である」，「いじめた方が悪い」との基本認識をもち，それぞれの役割と責任を自覚し，以下のいじめ防止対策に全校あげて取り組んでいく。

①すべての児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにする。
②すべての児童がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，「いじめは，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて，児童が十分に理解できるようにする。
③いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，県，市，家庭，地域その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行う。

国 いじめ防止対策推進法
「いじめ防止などのための基本的な方針」
県「いじめ防止基本方針」
市「いじめ防止基本方針」

【本校の目指す子ども像】

- 自分や友達を大切にし，仲良く助け合う子ども
- 差別や偏見を見ぬき，それらを許さない心をもつ子ども
- 自然に親しみ，命を慈しみ，動植物を愛するやさしい子ども
- 真理や正義を愛し，自分の仕事を責任もってやりぬく子ども
- 平和を愛し，郷土や国，世界の人々のために奉仕しようとする子ども

地域や保護者の願い
- 心優しい子に
- 心豊かな子に
- たくましい子に
- 思いやりのある子に
- 安心安全な学校に

【いじめ防止対策委員会】

○目的

児童の健やかな成長を願い，一人一人の悩みの解消に努めるとともに，いじめの早期発見とその解消を図る。

そのために「いじめはどこでも起こりうる」ことを全ての教職員を始め，子どもを取り巻く人々が共通に認識し，いじめ問題に対して組織的に対応する。

○構成員

校長　教頭　教務主任　生活指導主任　保健主事　養護教諭　学年主任
担任　　教育相談担当　　等
（必要に応じて）
特別支援コーディネーター　ＰＴＡ　スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー　　主任児童委員　地域の関係団体　　等

○活動内容

いじめの防止
- 校内指導計画の確立　・学級経営・道徳教育・人権教育の充実
- 児童の自己指導能力の育成　・家庭・地域・関係機関との連携強化

いじめの発生時
- 的確な情報収集　・基本的な緊急対応　・問題対応への連絡調整
- 解決に向けた指導　・再発防止への取組

【関係諸機関】

○すこやか子どもセンター
（こども子育て応援グループ）
○子ども女性障害者支援センター
○学校警察連絡協議会
（県警少年サポートセンター）
○法務局
○青少年教育センター

- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 県教育センター
- 市教育委員会
- スクールロイヤー

【家庭・地域との連携】

○黒髪小学校ＰＴＡ
○日宇中学校区健全育成協議会
○日宇地区自治協議会
○主任児童委員
○民生委員
○校区内の各自治会
○校区内の各子ども会
○学校支援会議
○学校評議員
○日宇交番・佐世保警察署
○４校連絡協議会　　等

【いじめの早期発見】
～小さな変化に対する敏感な気づき～

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め，児童が示すささいなＳＯＳを見逃さないようにアンテナを高く保つ。同時に児童がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの早期発見に取り組む。

【いじめの未然防止】
～いじめを生まない土壌づくり～

いじめを生まない学校づくりに向けて，校内の指導体制を確立し，家庭・地域社会との連携強化と児童のいじめを自分たちの問題ととらえることのできる自己指導能力の育成を図る。

【いじめの早期対応】
～軽視せずに迅速かつ組織的な対応～

いかなる場合も真摯に受け止め，関係する児童や保護者からの情報収集等を通じて，事実関係の把握を迅速かつ正確に行う。

被害児童を守り通すとともに教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。これらの対応について教職員が一致協力し，その解決に取り組む。

【保護者の責務】

～保護者の心構え～

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。保護者は，児童がいじめを行うことのないよう，規範意識などを養う。また，保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。

1 「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」という基本的な考え方は，まず家庭が責任をもって徹底する。
2 規範意識・思いやりの心・善悪の判断，正義感などを育む。
3 家庭の深い愛情や信頼に基づく厳しさをもって，親子の会話や触れ合いを確保する。
4 基本的生活習慣をつくり，健全な心を体を育む。
5 インターネット・ＳＮＳ等を管理し，適切な使い方について指導する。
6 子育てや学校行事へ積極的に参加するように努める。

【保護者の取組】

- 子どもに関心をもち，寂しさやストレスに気づく。
- 子どもとの会話をできるだけ多くし，相談しやすくする。
- アンテナを高くし，子どもの持ち物や服装の変化に気を配る。
- いじめ防止についてのチェックポイント等を活用する。
- 気になることを発見した場合には，直ちに担任と情報を共有する。
- 各種相談窓口を活用する。

【地域の取組】

- 登下校の見守り（あいさつ）を行う。
- 地域の大人として，「いけないことはいけない」ということを責任もって，指導する。
- 地域行事への参加を呼びかけ，地域の大人との絆をつくる。
- アンテナを高くし，子どもの遊びや服装の変化，言葉遣いなどに気を配る。
- 気になる子どもの様子を発見した場合は，積極的に声をかけ，学校や保護者と情報を共有する。
- 学校行事へも，できるだけ参加し，協力するように努める。

【いじめを生まないために】

（１）学級経営の充実
- 一人一人が安心できる学級づくり
- 互いの良さを認め合う活動
- 差別や偏見に対する科学的な認識や判断力の育成
- 自己有用感や充実感を感じられる学級づくり

（２）道徳教育・人権教育の充実
- 「いのちかがやく強調週間」「人権週間」の活用
- 道徳の授業の充実
- 差別解消への心情や態度の育成
- 生命尊重・思いやりの心・規範意識の育成

（３）生徒指導の充実
- 規範意識の醸成
- 教師，児童相互の心の通い合った関係づくり
- 思いやりのある言葉遣いなど共感的人間関係の育成

（４）特別活動・総合的な学習の時間等の充実
- 集団の一員としての自覚と連帯感の育成
- 個性の伸長や他者とのふれあいを図る活動の設定
- 問題を協力して解決しようとする態度の育成
- かけがえのない「いのち」を大切にする心情の深化

（５）児童生徒理解等の校内研修の充実
- 心の状況調査・アンケート等各種調査の分析と活用
- 指導方針の確立と共通理解
- 「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」などの活用による対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成

【いじめを早期発見するために】

（１）日常的なきめ細かな情報収集
- 児童の個人面談の実施
- 日記や生活ノートなどの活用
- 定期的な生活アンケートの実施（６月・１２月）
- 心の状況テストの活用
- いじめ早期発見のためのセルフチェックの活用
- 日常観察等による実態の把握

（２）全職員での共通理解と情報交換
- 児童理解連絡会の実施
- 「いいところみつけ」の活用
- 生活指導事項の共通理解・実践・指導
- 問題行動等へのチームでの対応

（３）教育相談体制の整備
- 教育相談室(ほっとルーム)の設置
- 保護者との個人面談の実施
- ＳＣ・ＳＳＷ等専門機関の活用
- 電話相談窓口の周知

（４）保護者（ＰＴＡ）との連携
- 学校いじめ防止基本方針の周知
- 相談機関等の周知や広報の継続
- 懇談等様々な機会の利用
- 連絡ノート等によるこまめな連絡

（５）地域との連携
- 学校支援会議などによる情報交換
- 地域民生委員への連絡，協力依頼
- 登下校の見守り，声かけ運動

【学校の責務】

～教職員の心構え～

「いじめは絶対に許さない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどこでも起こりうる」
という認識をもって，常に児童を見つめ，実態を把握するとともに校内にいじめを許さない雰囲気を醸成する。

1 信頼され，尊敬される教師を目指し，自己研鑽に努める。
2 多面的な価値尺度をとらえ，児童の長所を伸ばすよう努める。
3 全ての児童に愛情を持って接する。
4 学級づくりの明確な指針をもちしっかりと示す。
5 記録を残し，指導に役立てる。
6 担任が許さないこと，してはならないことをしっかりと語る。

教職員の資質向上

- いじめ対策ハンドブック
- いじめ問題への取組チェックポイント
- 各種研修会への参加
- 各種相談窓口，サポート体制の活用
- 道徳・特別活動等の授業改善
- やさしい心で伝え合う言語活動の充実

【教職員の取組】

教職員は，いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識をもつ。その上で，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いをもって，いじめの積極的な認知に努める。早い段階から的確に関わり，いじめを隠したり軽視したりすることなく組織的に対応する。

- 子どもの行動観察（遊び）を行い，孤立しがちな児童へ声かけをする。
- 子どもとの会話をできるだけ多くし，相談しやすくする。
- いじめ問題への取組についてのチェックポイントや個人面談などを活用し，常に情報収集に努める。
- アンテナを高くし，子どもの持ち物や服装の変化，生活の乱れなどに気を配る。
- 気になることを発見した場合には，直ちに管理職員や保護者に報告し，情報を共有する。
- 各種相談窓口の周知を図る。

いじめ防止基本方針の見直し

下記の機会を活用し，意見を集約し、取組を評価するとともに、随時、見直しをしていく

- 学校評価アンケート
- ＰＴＡ役員会
- ＰＴＡ運営委員会
- 学校支援会議

等

【いじめを発見したら】

- いじめと疑われる行為を発見した場合，毅然とした態度で，その場で止める。
- 些細な兆候であっても，早い段階から的確に関わりをもつ。
- 被害児童，知らせてきた児童の安全を確保する。
- 正確な事実関係の把握に努め，事実を隠すことなく，保護者と協力して対応する。
- 必要に応じて，関係機関と連携して早期解決を図る。

対応に関する関係機関

・すこやか子どもセンター
・子ども女性障がい者支援センター
・学校警察連絡協議会
（県警少年サポートセンター）
（子供を事故から守る協議会）
・青少年教育センター
・法務局（ネット上のいじめ）
・地区主任児童委員
・民生委員　　等

【いじめがおこったら】

つながりのある教職員を中心に，即日，関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い，事実関係を伝えるとともに今後の学校との連携方法について話し合う。常に情報収集を行い，状況把握に努める。
適宜，指導支援体制に修正を加えながら，組織で対応する。

（１） 的確な情報収集
（２） 基本的な緊急対応
（３） 調査による実態把握
（４） 解決に向けた指導・支援
（５） 継続指導・経過観察
（６） 再発防止

佐世保市教育委員会

「いじめ等対策連絡協議会」

「いじめ防止対策委員会」

スクールロイヤー

相談に関する関係機関

・スクールソーシャルワーカー
・スクールカウンセラー
・スクールサポーター
・県教育センター

【いじめられている児童へ】

いじめられている側の児童や保護者の心情を同じ立場に立って受け止める。そして，いじめの問題を自らの課題として捉え，全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応し信頼の回復に努める。

１　いじめの事実を確認する。
２　不安を除去し，安全を確保する。
３　訴えること，相談することの重要性を伝える。
４　苦しみを受容し，心のケアを行う。
５　寄り添う支える体制づくりを行う。
６　活躍の機会をつくり自信回復への積極的な支援を行う。
７　対人関係の回復を支援する。
８　自己表現ができるよう積極的な支援を行う。

保護者には，随時入手した正確な情報や指導状況を伝え，学校の対応について理解してもらうとともに，学校に対しての安心感をもってもらうよう配慮する。

【いじめている児童へ】

いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させるとともに，不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

１　いじめの事実を確認する。
２　いじめは絶対許さない厳しい態度を示す。
３　「いじめの行為は犯罪である」ことを理解させる。
４　人権や命の尊さを理解させる。
５　健全な人間関係を築くことができるように支援する。
６　教師との信頼関係をつくる。
７　再発防止にむけて，指導を継続し，徹底させる。

保護者には，随時入手した正確な情報や指導状況を伝え，学校の対応や指導方針を共有できるように配慮する。同時に，学校内外の専門機関と連携し，保護者が相談ができる体制をつくる。

【いじめをみていた児童へ】

いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ，自分の問題として捉えさせ，望ましい人間関係や規範意識を育てる。

１　いじめの事実を確認する。
２　いじめは絶対許さない厳しい態度を示す。
３　「いじめの行為は犯罪である」ことを理解させる。
４　いじめを受けている児童の気持ちを理解させる。
５　人権や命の尊さを理解させる。
６　いじめを止めることができなくても，誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
７　教師との信頼関係をつくる。
８　指導を継続し，徹底させる。

保護者にも，正確な情報や指導状況を伝え，学校の対応や指導方針を共有できるようにする。

【 年 間 計 画 】

	教職員の取組			学級での取組	ＰＴＡ・地域との取組
	計画・評価	実態把握・教育相談	教科などでの指導		
4	基本方針の確認 年間活動計画検討 いいところみつけの活用（常時）	生徒指導連絡会 校内特別支援委員会 学力テスト(５～６年） 児童支援教育研修会	挨拶・礼儀 学級目標の設定 学級のルールづくり 言葉遣いの指導	学級開き 学級目標の設定 学級写真等の撮影 歓迎遠足・集会	ＰＴＡ総会 学級懇談 登下校の見守り・挨拶運動 民児協（毎月第３木曜日）
5	いのち輝く週間の計画 生活アンケートの検討 いじめ防止対策委員会	児童支援教育研修会 心の状況調査	学級全員遊び 帰りの会の充実 集団行動	異学年交流活動 学級の絆づくり	自宅確認訪問 ＰＴＡ運営委員会
6	心の状況調査結果分析	生活アンケート 児童との個人面談 児童支援教育研修会	いのち輝く強調月間 道徳授業公開 【生命尊重】	６・２９平和集会 異学年との交流活動 代表委員会の取組	いのち輝く強調月間（学校開放週間） 学級懇談会(いじめ防止について)
7	学校評価項目の検討 １学期反省	学力･心の状況調査分析 保護者との個人面談	夏休みの過ごし方 メディア安全教育	学級の絆づくり 黒髪小メディア宣言	親睦レクリエーション 学校支援会議
8	校内研修（児童理解） ２学期の活動計画	生徒指導連絡会 校内支援委員会 特別支援教育研修	平和教育	８・９平和集会	補導員連絡協議会 各地区子供会活動 民生児童委員との情報交換
9		児童支援教育研修会 生徒指導連絡会	思いやり 言葉遣い	学級の絆づくり 縦割り活動	
10	生活アンケートの検討	児童支援教育研修会 校内支援委員会	個性の伸長 協力・協働	運動会 学級の絆づくり	
11		校内就学委員会	キャリア教育	学級の絆づくり	学校保健委員会（講演会）
12	学校評価アンケート ２学期反省	生活アンケート・個人面談 児童支援教育研修会 生徒指導連絡会	人権に関わる指導 国際理解教育	人権集会 学級活動	学級懇談会 学校評価アンケート
1	体罰調査 心の状況調査	校内支援委員会 生徒指導連絡会	新しい年を迎えて 食に関する指導	昔遊び交流(１年) おもちゃ大会(２年)	黒小カップ ＰＴＡ運営委員会
2	いじめ対策委員会 学校基本方針の見直し	校内支援委員会	学習発表会（各学年）	幼稚園との交流会 ありがとう集会	子育て講演会（新入学説明会） 学級懇談会 学校支援会議
3	年間計画反省 次年度引継ぎ準備	児童支援教育研修会	進級にあたって	校旗継承式・卒業式 学級でのお別れ会	幼保小中連絡会

〇組織的な対応の流れ

①いじめの予防

〇校内体制の確立
〇「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用及び事例研究等による教職員の対応力の向上
〇人権意識と生命尊重の態度の育成
〇「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
〇児童会活動を通した自己指導能力の育成
〇児童の「規範意識」「おもいやり」の育成
〇家庭・地域社会、教育委員会等、関係機関との連携強化

②いじめの情報

⇩

③情報を集める

〇教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。

⇩

④指導・支援体制を組む

〇「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む。
（学級担任、養護教諭、生活指導担当教員、管理職などで役割を分担）

連　携 ⇔ 関係機関

⇩

⑤A　児童への指導・支援

○いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
〇いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
〇いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⇨

⑤B　保護者と連携する

〇つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

〇随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
〇常に状況把握に努める。

命と人権を大切にする集団づくり